

○ 事業所税の申告書（第44号様式）の書き方

1 ※印の欄は記載しないでください。

2 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じです。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

3 「法人の代表者氏名」の欄は、この申告書の作成時における法人の代表者が記名してください。

4 「住所又は所在地」の欄は、本店の所在地及び市の区域内の事務所又は事業所（以下「事業所等」といいます。）が支店の場合は主たる支店の所在地を併記してください。

5 「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載してください。

なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。

6 「資本金の額又は出資金の額」の欄は、期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載してください。

7 「事業所税の申告書」は、次により記載してください。

(1) 法第701条の46又は法第701条の47の申告の場合は、記載しないでください。

(2) 法第701条の49の申告の場合は、「修正」と記載してください。

8 ①及び②の欄は、事業所等明細書（第44号様式別表1）の「1 算定期間を通じて使用された事業所等」又は「2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に係る事業所床面積の合計で①又は②に対応するそれぞれの数値を記載してください。

9 ③及び④の欄は、非課税明細書（第44号様式別表2）の⑦の合計（事業所等が2以上の場合はこれらの合計とします。）で③又は④に対応するそれぞれの数値を記載してください。

10 ⑤及び⑥の欄は、課税標準の特例明細書（第44号様式別表3）の⑨の合計（事業所等が2以上の場合はこれらの合計とします。）で⑤又は⑥に対応するそれぞれの数値を記載してください。

11 ⑦の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）が12月に満たない場合は $(① - ③ - ⑤)$ の床面積に $\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ を乗じて得た床面積の合計を記載してください。

12 ⑧の欄は、次に掲げる事業所等に応じ、それぞれに対応する $(② - ④ - ⑥)$ の床面積（算定期間が12月に満たない場合は $\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ を乗じて得た床面積とします。）にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た床面積を記載してください。

(1) 算定期間の中途において新設された事業所等（(3)を除きます。） $\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$

(2) 算定期間の中途において廃止された事業所等（(3)を除きます。） $\frac{\text{算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$

(3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等 $\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$

13 ⑩の欄は、事業所等明細書（第44号様式別表1）の従業員給与総額⑩の合計を記載してください。

14 ⑪の欄は、非課税明細書（第44号様式別表2）の非課税従業員給与総額⑪の合計を記載してください。

15 ⑫の欄は、課税標準の特例明細書（第44号様式別表3）の控除従業員給与総額⑫の合計を記載してください。

16 ⑬の欄は、課税標準となる従業員給与総額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。

17 ⑭及び⑮の欄は、資産割及び従業員割の合計の税額に100円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。

○ この申告書に記載された情報は、ご本人の同意や法令に定められた場合を除いて、市税の課税や納税の目的以外には利用しません。

○ この申告書はボールペンで記載してください。なお、温度変化により無色になるインキを用いたボールペンは使用しないでください。